

ニューアメリカ、大学院生と税制優遇措置に関する調査結果を発表（12月2日）

ワシントン DC を拠点とする非営利シンクタンクのニューアメリカ (New America) の連邦教育予算プロジェクト (Federal Education Budget Project) ディレクターのジェイソン・デライル氏 (Jason Delisle) と教育政策プログラム (Education Policy Program) 政策アナリストのキム・ダンシー氏 (Kim Dancy) は 12 月 2 日、大学院生による申告が可能な 2 種類の授業料関連の税制優遇措置に関する調査結果を発表した。対象とした税制優遇措置は、①最高 2,000 ドルの税額控除が受けられる「生涯学習税額控除 (Lifetime Learning Tax Credit)」と、②控除額最高 4,000 ドルの「授業料・手数料控除 (Tuition and Fees Deduction)」の 2 つである。もう 1 つの税制優遇措置である「米国機会税額控除 (American Opportunity Tax Credit : AOTC)」は、学士課程在学学生及びその家族のみを対象とする措置であるため、今回の調査には含まれていない。同調査の主要な結果は以下の通り。

- 学士課程在学学生と比較して、大学院生は税制優遇措置の対象となる確率が高い。
- 年収10万6,000ドル以上の大学院生の半数以上が税制優遇措置の対象となり、この数は大学院生全体の3.8%に相当。
- 教育学やソーシャルワーク分野での修士号などといった公共サービス関連学位取得を目指す学生が税制優遇措置の対象となる確率は約90%と最高である一方、研究博士号取得課程在籍学生ではその確率が49%と最低。
- 営利大学に在籍する大学院生は、公立大学及び非営利私立大学に在籍する学生と比較して、控除額がより高額。
- 学士課程在学学生は、AOTC の対象となるために大学院生よりも税控除額が大きいですが、AOTC は2017年に失効予定であるため、両者間での差が縮小する見通し。
- 働きながら大学院に通う学生は、税控除額が平均以上である可能性が高い。

EdCentral, *Graduate Students and Tuition Tax Benefits: New Analysis*

<http://www.edcentral.org/gradtaxbenefit/>